

姫路医療生協ショートステイつどい 利用料に関する同意書

(令和 5年5月1日より)

利用料金は介護保険負担割合証の交付内容に基づきご負担いただきます。

短期入所生活介護費(日)		単位数	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合	
多床室	要支援1	474単位	543円	1,086円	1,629円	
	要支援2	589単位	675円	1,349円	2,023円	
	要介護1	638単位	731円	1,461円	2,191円	
	要介護2	707単位	810円	1,619円	2,429円	
	要介護3	778単位	891円	1,782円	2,673円	
	要介護4	847単位	971円	1,941円	2,911円	
	要介護5	916単位	1,049円	2,097円	3,146円	
個室	要支援1	474単位	543円	1,086円	1,629円	
	要支援2	589単位	675円	1,349円	2,023円	
	要介護1	638単位	731円	1,461円	2,191円	
	要介護2	707単位	810円	1,619円	2,429円	
	要介護3	778単位	891円	1,782円	2,673円	
	要介護4	847単位	971円	1,941円	2,911円	
	要介護5	916単位	1,049円	2,097円	3,146円	
加算	介護サービス計画に基づき個別に算定	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(月)	100単位	115円	230円	345円
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)(月)	200単位	229円	458円	687円
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)(月) (個別機能訓練加算を算定した場合)	100単位	115円	230円	345円
		看護体制加算Ⅰ(日)	4単位	5円	10円	15円
		看護体制加算Ⅱ(日)	8単位	10円	19円	28円
		医療連携強化加算(日)	58単位	67円	133円	199円
		若年性認知症利用者受入加算(日)	120単位	138円	275円	412円
		送迎加算(片道につき)	184単位	211円	421円	632円
緊急短期入所受入加算(日)	90単位	103円	206円	309円		
加算	事業所として算定	サービス提供体制加算(Ⅰ)	22単位	26円	51円	77円
減算		連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護に入所し指定短期入所生活介護を受けている場合(日)	-30単位	-35円	-69円	-104円

※上記自己負担額には処遇改善加算(8.3%)と介護職員等特定処遇改善加算特定加算特定加算Ⅰ(2.7%)と介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)と地域加算(10.17%)を含みます。

※上記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により若干の誤差が生じます。ご了承ください。

○利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

宿泊に要する費用	多床室	855円/日	
	個室	1,171円/日	
食事の提供に要する費用	朝食	昼食・おやつ	夕食
	340円/回	650円/回	650円/回
その他	日常生活において通常必要となるものにかかる費用		
	通常の事業の実施地域以外のご利用者様に対する送迎費および交通費		

※1日当たりの自己負担金は、上記自己負担額、滞在費、食費の合計金額となります。

※食費、滞在費については、介護保険負担限度額認定の対象の方は減額となります。

○介護保険負担限度額認定は、利用者様の申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けられた方が対象となります。

利用者様負担段階	多床室	個室	食費
第1段階 【生保、市民税が非課税の老齢福祉年金受給】	0円	320円	300円
第2段階 【年金80万円以下（世帯市民税非課税）】	370円	420円	600円
第3段階① 【年金80万円超、120万円以下（世帯市民税非課税）】	370円	820円	1,000円
第3段階② 【年金120万円超（世帯市民税非課税）】	370円	820円	1,300円
第4段階 【基準費用金額】	855円	1,171円	1,540円

※食費については、朝食分 50円、昼食分45円、夕食分100円が減免対象外となりますので減免後の食費よりプラスして実費いただきます。